

平成26年1月から始まる新しい  
非課税制度についてご案内します。

# 少額投資非課税制度

平成25年12月末で株式投資信託等にかかる軽減税率が終了し、平成26年1月から20.315%（復興特別所得税含む）の本則税率となる予定です。本則税率になる代わりに平成26年1月より「少額投資非課税制度」が始まり、その制度を利用して購入した株式投資信託等にかかる配当所得・譲渡所得は非課税となります。

	平成25年1月1日～平成25年12月31日 公募株式投資信託の普通配当金、売却益、償還益の税率は10.147%に軽減されています。	平成26年1月1日～ 軽減税率は廃止になります。	
●公募株式投資信託・上場株式等の譲渡所得に係る税金	10.147% 所得税：7.147% 住民税：3%	非課税口座	一般口座・特定口座
●公募株式投資信託（普通配当金）・上場株式等（配当金）の配当所得に係る税金		100万円まで 非課税	20.315% 所得税：15.315% 住民税：5%

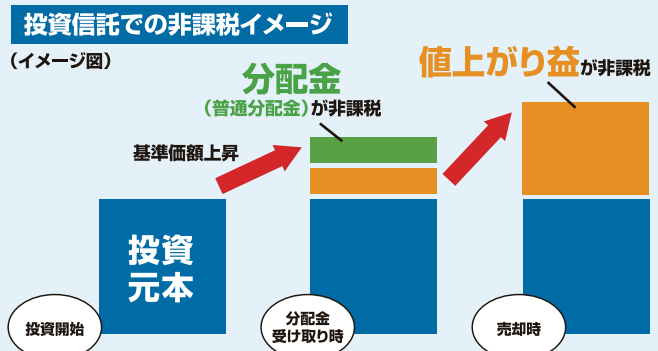
## 少額投資非課税制度の5つのポイント!

- ① 株式投資信託・上場株式の譲渡所得・配当所得が非課税
- ② 対象は満20歳以上の居住者等
- ③ 平成26年から平成35年まで、毎年100万円の非課税投資枠
- ④ それぞれ投資をはじめた年から最長5年間の非課税期間
- ⑤ 非課税投資枠は最大500万円

※各年100万円の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができません。 ※他の口座（一般口座や特定口座）との損益通算はできません。

少額投資非課税制度では、株式投資信託・上場株式への投資による譲渡所得、配当所得が非課税になります。

投資信託でいえば、基準価額が上昇した分から払い出される「分配金（普通配当金）」と、売却したときの「値上がり益」が非課税です。



- 当資料は、滋賀銀行が「少額投資非課税制度」について、制度開始に先立って事前にお客さまへお伝えすることを目的として作成した資料です。
- 平成25年1月24日公表の「平成25年度税制改正大綱」をもとに作成した資料であり、将来税制等は変更になる可能性があります。

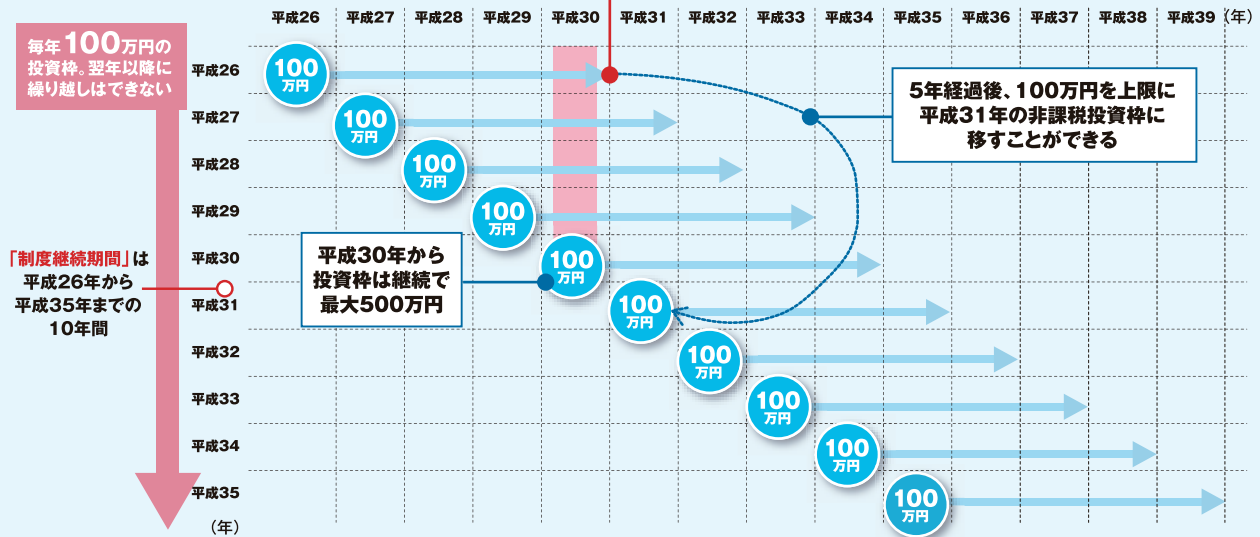
当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るに当たり、以下の機関等を利用します。  
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005  
一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772  
株式会社滋賀銀行 登録金融機関 / 近畿財務局長 (登金) 第11号 所属協会 / 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

## 制度概要

非課税口座は、平成26年から**毎年上限100万円の非課税投資枠**を使った投資ができます。**非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで**。平成26年から日本版ISAをはじめると、平成30年には投資枠の利用額は**最大500万円**になります。

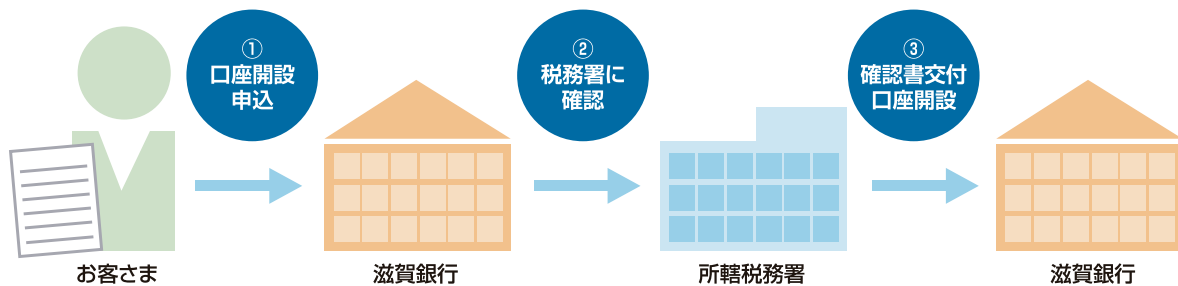
平成26年にはじめた投資の非課税期間は平成30年末で終わりますが、急いで資産を売却する必要はなく、特定口座・一般口座に移すことや、100万円を上限に平成31年の非課税投資枠に移すことができます。

### 制度概要イメージ (イメージ図)



## 口座開設の流れ

非課税口座を開設できるのは、全金融機関で**1人1口座**のみです。非課税口座開設にあたっては**金融機関を経由して、税務署から「非課税適用確認書」の交付を受ける必要があります**。お申込方法等については、今後制度の詳細が決まり次第ご案内いたします。



### 投資信託ご購入にあたってのご確認事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、組入れた有価証券等の値動き、運用先の信用状況の変化、金利、為替相場の変動等により、基準価額が変動し、元本割れを生じ、損失を被る可能性があります。
- 投資信託は、預金と異なり元本および分配金の保証はありません。
- 投資信託へのご投資には、ファンド毎に定められた手数料等をご負担いただけます。
  - ・ お申込手数料 お申込代金に対して最大3.15%(消費税込)
  - ・ 信託報酬 ファンドの純資産総額に対して最大1.974%(消費税込)
  - ・ 信託財産留保額 換金時の基準価額に対して最大0.5%
  - ・ その他費用 有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても、信託財産から差引かれます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に利率および上限等を表示することができません。また、当該諸費用等の合計額については、お客さまがファンドを保有する期間に応じて異なりますので、表示することができません。
- お申込みの際には、必ず契約締結前交付書面をよくお読みください。